

令和 8 年松茂町議会第 2 回定例会会議録

第 2 日 目（6 月 8 日）

○出席議員

- | | | | | |
|-------|---|---|---|----|
| 1 番 | 山 | 元 | 尚 | 武 |
| 2 番 | 金 | 森 | 恵 | 美子 |
| 3 番 | 川 | 端 | | 順 |
| 4 番 | 尾 | 野 | 浩 | 士 |
| 5 番 | 鎌 | 田 | 寛 | 司 |
| 6 番 | 村 | 田 | | 茂 |
| 7 番 | 川 | 田 | | 修 |
| 8 番 | 板 | 東 | 絹 | 代 |
| 9 番 | 立 | 井 | 武 | 雄 |
| 1 0 番 | 森 | 谷 | | 靖 |
| 1 1 番 | 米 | 田 | 利 | 彦 |
| 1 2 番 | 佐 | 藤 | 道 | 昭 |

○欠席議員

な し

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	富 士 雅 章
副 町 長	松 下 師 一
教 育 長	近 藤 太
総務部長	藤 田 弘 美
会計管理者	佐 藤 友 美
チャレンジ課長	袴 田 智 香
危機管理課長	山 口 高 史
税務課長	多 田 雄 一
総務課長	川 田 浩 二
環境センター所長	飯 田 雅 章
建設課長	永 井 義 猛
上下水道課長	田 村 佳 裕
産業環境課長	吉 田 博
住民課長	宮 本 早 苗
長寿社会課長	河 野 聖 子
図書館長	松 下 理 恵
教育総務課長	近 藤 拓 司
保健相談センター所長	三 木 幸 枝
福祉課長	稲 成 裕 子
学校教育課長	東 條 倫 也

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	河 野 歩 美
議会事務局係長	小 松 美 佐

令和8年松茂町議会第2回定例会会議録

令和8年6月8日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

板 東 絹 代 議員

- （1）がん患者の「外見ケア」を支える費用助成制度について
- （2）ごみの減量やリサイクルの推進について

尾 野 浩 士 議員

- （1）火葬場の建設について

金 森 恵美子 議員

- （1）松茂町役場のDX推進と住民のデジタル格差対策について
- （2）松茂町くらし応援商品券配布について

米 田 利 彦 議員

- （1）特定防衛施設周辺整備調整交付金打ち切り後の具体的な影響

立 井 武 雄 議員

- （1）新工業団地の整備に伴う、周辺地域の雨水対策について

日程第2 議案第44号 動産の買入れについて（申請書作成支援システム機器）

日程第3 議案第45号 動産の買入れについて（軽自動車タイプトイレカー）

日程第4 議案第46号 松茂中学校体育館空調整備工事請負契約締結について

日程第5 議案第47号 松茂小学校体育館空調整備工事請負契約締結について

日程第6 議案第48号 喜来小学校体育館空調整備工事請負契約締結について

日程第7 議案第49号 令和8年度広島ポンプ場耐震・耐津波対策工事委託に関する協定の締結について

日程第8 議案第50号 笹木野ポンプ場No.2水中ポンプ更新工事委託に関する協定の締結について

日程第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程第10 専決第2号 松茂町税条例の一部を改正する条例

日程第11 専決第3号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 日程第12 専決第 4 号 令和 7 年度松茂町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第13 議案第 5 1 号 松茂町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 5 2 号 松茂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第15 議案第 5 3 号 松茂町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第16 議案第 5 4 号 令和 8 年度松茂町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第17 議案第 5 5 号 令和 8 年度松茂町新工業団地特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年松茂町議会第 2 回定例会会議録

第 2 日目（6 月 8 日）

午前 10 時 00 分開会

○議会事務局長【河野歩美君】　ただいまから、令和 8 年松茂町議会第 2 回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　皆さん、おはようございます。

本日は定例会 2 日目で一般質問の日となっております。5 名の方から通告が出されておりますが、質問される議員の皆さん、また、町長はじめ理事者の皆さんの答弁の内容が、それぞれ町民の皆様のこれからの幸せな生活につながることを期待しております。よろしくをお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は 12 名で、地方自治法第 113 条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。

○議長【佐藤道昭君】　これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長【佐藤道昭君】　日程第 1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました 8 番、板東議員をお願いいたします。

板東議員。

○8 番【板東絹代君】　おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を 2 問させていただきます。

1 問目は、がん患者の外見ケアを支える費用助成制度についてでございます。

がん患者は抗がん剤等の使用による頭髮の脱毛や、手術による乳房の切除等により外見に変化が生じ、がん罹患する前のように地域で自分らしく生活することが困難な場合があります。患者の尊厳を支え、社会復帰の支援には外見ケアの問題等、日常生活を送る上

での障壁を軽減し、解消することは必要です。外見ケアに対する支援として、ウィッグや人工乳房、補整下着、顔や体の欠損した部分に装着するエピテーゼ（シリコン素材で皮膚等を再現した人工物）等の購入費用の助成についてお考えをお伺いします。

○議長【佐藤道昭君】 河野長寿社会課長。

○長寿社会課長【河野聖子君】 板東議員ご質問のがん患者の外見ケアを支える費用助成制度について答弁申し上げます。

我が国のがん対策はこれまでの取組により進展、成果を収めてきたところです。医療が進歩し、治療を継続しながら社会生活を送る方も増える中、板東議員のおっしゃるとおり、その治療の影響が日常生活において障壁となることもあることから、国や地方公共団体には、がん患者が自身の尊厳を保持しつつ、安心して暮らすことのできる社会の構築のための施策を実施することが求められています。

本町では、がん患者の治療に伴う心理的、経済的な負担を軽減し、療養生活の質、いわゆるＱＯＬの向上につなげるため、がん患者が補整具を購入した場合にその費用の一部を補助する松茂町医療用補整具購入費補助事業を、今年度から開始した県の補助事業を受け、当議会において補正予算を議決いただきましたら、7月より実施したいと考えております。

対象となる方は本町の住民基本台帳に記録されており、がん治療に伴う脱毛の症状をはじめ、外科的治療等に伴う外見変化に対応するために補整具を購入された方です。補助対象の補整具は1、医療用ウィッグ・毛付き帽子。2、胸部補整具。3、エピテーゼ、これは外観を補うための取り外し可能な人工乳房等、シリコン等製の人工の補整具です。補助金の額は購入費用に対し1、2、3の区分ごとにそれぞれ3万円を上限といたします。申請窓口は長寿社会課に加え、保健師在籍の保健相談センターにも設け、対象者の生活の相談にも対応してまいります。

事業の開始に当たり、広報まつしげ7月号、町ホームページ等への掲載を行うとともに、窓口にチラシを設置し、制度の周知を進めてまいります。この補助事業が、がん患者の方々が住み慣れた地域で円滑な社会生活を営む一助になれば幸いです。今後も誰もが自分らしく暮らすことができるまちづくりを目指してまいります。

以上で、板東議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○8番【板東絹代君】 県内で助成制度を設けているのは、鳴門市、阿南市、石井町、海陽町の4市町です。続いて、松茂町が5番目となります。7月より補助制度の実施とい

うことで、がん患者の皆様が笑顔で自分らしく社会とつながることができると思います。ご答弁ありがとうございました。

次に、2問目の質問をします。

ごみの減量やリサイクルの推進についてでございます。

令和2年12月にごみ問題についての一般質問をしましたが、そのときの答弁では、平成30年度のデータより、松茂町の1日当たりのごみ排出量は1,149g、県平均は954gで約200gのごみが多く排出されているという結果になっていました。また、リサイクル率では、平成30年度、松茂町14.6%、県平均は16.6%で、県平均を下回った数値となっていました。そして、2週間前の5月28日、徳島新聞掲載には、環境省が行った一般廃棄物の2024年度実態調査で県内の総排出量は過去最少で、これは人口減少に加えて、環境意識の高まりや物価上昇による消費活動の停滞が背景にあります。生活系と事業系を合わせた1人当たりの総排出量では、県内14市町が全国平均を上回っていて、その中でも松茂町が県内で最も多い1,103gでした。県内のリサイクル率は全国平均を下回っていますが、松茂町は16.9%で県平均を上回っています。

令和2年12月から松茂町は1人1日当たりのごみ排出量は46g減少し、リサイクル率は2.3%上回っています。令和2年以降、新型コロナウイルス感染防止の観点から資源物の回収が減少し、リサイクル率が下がる要因になっていて、また、現在は物価高と中東情勢の影響で安定した生活ができていない状況から、ごみの排出量、リサイクル率の目標値の設定には至っていないようですが、ごみの減量やリサイクルの推進には力を入れていかなければいけないと思い、この質問をします。

本町におけるごみの減量とリサイクルの促進、そして、環境意識の向上についてです。

1点目、資源ごみ回収の利便性向上によるリサイクル率向上、ごみ減量に対する意識向上、ごみの分別啓発という観点から、新たな取組としてエコステーションの設置を考えませんか。エコステーションは古紙、段ボール、衣類、ペットボトル等の資源物を住民が都合のよい日時に持ち込める施設であり、リサイクル推進と利便性向上を目的として多くの自治体で設置が進められています。資源物を収集日に出し忘れた場合や、資源物を置いておくスペースがない場合等に、いつでも持ち込めるように利用いただけるエコステーションを設置してはどうでしょうか。

2点目、現在、資源物を回収している雑紙（紙箱、紙袋、カレンダー、トイレットペーパーの芯等）、ペットボトルのキャップ、使い捨てカイロ、使用済み歯ブラシ、食用油等

を種類ごとにきちんと分けて出すことを分かりやすく広報していただけませんか。

ごみの減量やリサイクル率の向上のためにペットボトルのキャップは発展途上国にワクチンを寄附する。使い捨てカイロは中身の鉄や炭を活用して水質浄化剤等を製造している団体へ。使用済み歯ブラシは回収量や各学校の希望に応じて、歯ブラシが植木鉢等の新たなプラスチック製品に生まれ変わり交換できる。食用油は石けん、飼料や塗料、タイヤ等にリサイクルできる。何に生まれ変わるのか流れを紙面に周知していただけるようにすれば関心も高まるのではないのでしょうか。

3 点目、ごみの減量やリサイクル率の向上のためにどのような啓発活動をしていますか。

以上についてよろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 飯田環境センター所長。

○環境センター所長【飯田雅章君】 板東議員ご質問のごみの減量やリサイクルの推進について答弁申し上げます。

まず、ご質問の 1 点目、資源ごみをいつでも持ち込めるエコステーションを設置してはどうかでございます。

板東議員ご指摘のとおり、一部の自治体で資源ごみを持ち込むことができるステーション、いわゆる中継基地の設置が進められています。設置の主な理由といたしましては、自治体の面積範囲が広域なためごみ処理施設までの距離が遠く、持込みに際して時間がかかる等の不便さが要因の 1 つと考えられます。

一方で松茂町では土地の面積がさほど広くなく、第二環境センターから最も遠い距離にあっても約 5 km となっており、持込みへの支障はないものと考えております。ごみ処理施設への資源ごみ（缶、瓶、ペットボトル、白色トレイ、プラスチックごみ）の持込みにつきましては、平日のみではございますが、午前 8 時 30 分から午後 4 時までの間、持込みを受け付けております。また、古紙等（新聞、雑紙、段ボール、古着、牛乳パック）につきましては、紙の日の回収以外においても現在処理を委託しております古紙センターでは、1 月 1 日から 3 日（正月三が日）は閉所日となっておりますが、それ以外の日は日曜、祝日にかかわらず持込み可能となっております。

これらのことから本町では、資源ごみの持込みに関しましては、現状、適切な対応ができていないものと考えております。

ご質問の 2 点目、資源ごみの分別を分かりやすく広報してもらえませんかでございます。

家庭から排出されるごみにつきましては、広報まつしげや防災無線でのごみの出し方や

分別の仕方等を広報しておりますが、板東議員ご指摘のとおり、リサイクルの流れ等については記載や放送はされておられません。今後、広報まつしげ等の紙面で周知する際には、例えば、資源ごみがどのようにリサイクルされているか等を含めたものも掲載し、町民の資源ごみに対する意識向上に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、ごみの減量やリサイクル率の向上のための啓発活動でございます。

町では自治会やその他各種団体から依頼があった場合に集会所等に出向き、ごみに関する説明会を開催しております。また、各種団体のごみ処理施設見学や、町内各小学校の４年生が毎年の社会科見学の際には、施設の仕組みのほか、ごみ処理の現状等を説明し、啓発活動に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○８番【板東絹代君】 第二環境センターへの持込みは町民の皆様はご存じですが、古紙センターへの持込みは知らない方がいます。知っている方が口伝えで教えてあげるのが現状です。広報等での周知は考えるべきだと思います。また、松茂町のごみ収集における町民へのサービスですが、ごみ集積所へのごみ出しは、可燃ごみ、週３回、軟質プラスチックごみ、月４回、粗大不燃ごみ、月２回、資源ごみ、缶、瓶、ペットボトル、白色トレイ、月２回、持込みに対して一切お金を取っていません。そしてまた、指定ごみ袋でもありません。他の市町に比べて、よりよいサービスが本町は行われていると思います。

新聞報道にあったように、ごみの減量化は解消されません。町民一人ひとりのごみに対する意識向上、心がけが必要なのです。ごみの分別の徹底やリサイクルへの意識向上が求められます。今以上に町民の方にご協力いただけるように広報をお願いして、求めていると思います。町全体で意識向上に努めていきましょう。ご答弁ありがとうございます。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、通告のありました４番、尾野議員にお願いいたします。

尾野議員。

○４番【尾野浩士君】 おはようございます。

議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は町民生活に直結する重要な課題として、火葬場の建設について質問いたします。

現在、町民の方が火葬を行う際には、町外施設に依存している状況でございます。しかし、近年、高齢化の進行により死亡者数は増加傾向にあり、全国的にも火葬場不足や予約待ちの長期化が問題となっております。人生の最期を迎える場である火葬施設は町民の方にとって必要不可欠な公共施設であり、将来を見据えた行政対応が求められております。

そこで、2点お伺いいたします。

まず1点目、現在の火葬体制は主に徳島市や鳴門市等の火葬場を利用していますが、両市民の住民でも希望する日時での予約がなかなかできないときもあると聞いております。特に友引後の予約は非常に難しいようです。こういった利便性や町民負担の面から課題を感じているのか、お伺いいたします。

2点目、町として将来的な火葬需要の増加をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤田総務部長。

○総務部長【藤田弘美君】 尾野議員ご質問の火葬場の建設についてご答弁を申し上げます。

まず1点目、火葬場の件に関して課題があると感じているかという点についてでございます。

近年の高齢化の進行に伴い、国内では2040年頃に年間死亡者数がピークを迎えると言われております。議員ご指摘のとおり、火葬場を有しない本町では主に鳴門市や徳島市の火葬場を利用しており、火葬場の需要が今後ますます増加していくことが想定される中、町民の利便性、負担の面から町としても課題があると認識しております。

その上で2点目、火葬場の需要があるか、建設についての必要性については、住民理解、用地選定、財政面、施設運営面等、複合的な課題があることから、現時点で建設する考えは持っておりません。

具体的には、まず1点目に住民への合意形成の困難さがあることです。

火葬場の建設は施設の特性上、立地場所選定に対して慎重な配慮が求められるものであり、関係する地域の住民の皆様の理解と合意を得ることが不可欠です。建設計画を有する自治体の多くが直面する問題であり、本町においても近隣住民の理解を得るのはかなり難しいと考えます。

次に、2点目は、財政負担の大きさです。

町単独での火葬場の建設には多額の初期投資が必要となること、加えて、運営維持費が

毎年発生することから、財政面で大きな負担を生じることが考えられます。現在、県内の他の自治体で進められている火葬場整備事業の事業費は、公表されている事業者公募の資料において、上限額が３２億円とされていたことから、本町の財政規模を鑑みた際、将来的に町民の皆様には大きな負担を残す事業となることが想定されます。

次に、３点目は、人口減少と将来需要の見通しです。

火葬場の建設に当たっては、長期的な利用需要が安定して確保されることが重要となります。さきに申しましたとおり、統計的にはいわゆる団塊の世代の死亡者数が２０３６年から４０年頃にかけてピークを迎えることが予測されております。仮に火葬場の建設に着手した場合、その多くが計画から完成までにおおむね１０年以上を要するとされています。すぐに事業に着手したとしても、完成は死亡者数がちょうどピークを迎える時期となり、完成から５年ほど後には徐々に死亡者が減少する時期となることが想定されます。これらのことから、火葬場の安定的な運営や採算性に課題があると考えます。

最後４点目は、既存施設の活用による対応の可能性のあることです。

議員ご指摘のとおり、今後、一時的には利便性や負担の面で課題が発生する可能性があることは想定しております。しかし、現在周辺自治体には幾つかの火葬場があり、それらを利用している状況です。今後もこれらを継続して利用することが可能であれば、その方が合理的であると判断しております。

以上のことから本町としましては、現時点で火葬場を建設する方針は持っておりません。しかしながら、町民の皆様には過大な負担をおかけすることのないよう、周辺自治体と連携を図りながら、現行の仕組みが円滑に機能するよう引き続き対応してまいります。

以上、尾野議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 尾野議員。

○４番【尾野浩士君】 いろいろな課題を具体的にご答弁いただき、ありがとうございました。

火葬場は誰もが必ず利用する施設です。自分の家族を安心して送り出せるかという問題もあります。今後の人口動態や高齢化を見据え、また、広域化等も含め調査・研究を行っていただきたいと思います。先ほどの答弁で建設は考えていないという答弁でしたので、再問いたします。

松茂町では、平成２８年４月から町独自の制度として、火葬料の一部を助成する制度があります。この制度はご遺族にとっては本当にありがたい制度だと思います。ただ、現在

の助成金額では実際の火葬費用との差が大きいという声もあります。物価高騰が続く中、ご遺族の負担軽減のため制度の見直しを行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長【佐藤道昭君】 宮本住民課長。

○住民課長【宮本早苗君】 尾野議員の再問についてご答弁申し上げます。

尾野議員がおっしゃられたように松茂町では、平成28年4月から火葬料の一部助成を開始し、負担軽減を図ってまいりました。助成の概要を申し上げますと、まず、対象者は本町の住民が亡くなられた際に、その火葬料を支払った方であります。

次に、助成の金額は亡くなられた方が大人の場合は上限額3万円、子ども、または死産の場合は上限額1万5千円となっており、公立火葬場を使用された場合はその設置市町村の住民が負担する火葬料との差額の2分の1を、民営火葬場の場合は支払った火葬料の2分の1を助成いたしております。公立火葬場が設置されていない近隣市町の状況と比較しますと踏み込んだ内容での助成となっておりますが、尾野議員のおっしゃるとおり物価高騰が継続する状況下において、さらなる負担軽減を図ることは必要であると考えます。

松茂町としましては2分の1の助成率は現行のとおりとしつつ、今後、時期を見て上限額を撤廃いたします。これにより助成額の増額につながり、また、仮に火葬料の値上がりがあった場合でも連動して助成額も上がる仕組みとし、さらなる負担軽減を図ってまいります。

以上、尾野議員の再問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 尾野議員。

○4番【尾野浩士君】 ご答弁ありがとうございました。

上限額を撤廃することにより助成額を増額する。また、今後、火葬料が値上がりした場合でも連動して助成額も上がるというご答弁でした。遺族の方の負担軽減につながります。ご答弁ありがとうございました。これで一般質問を終わります。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、通告のありました2番、金森議員にお願いいたします。

金森議員。

○2番【金森恵美子君】 議長の許可が出ましたので、傍聴にお越しいただきました方々への感謝を申し上げまして、質問をさせていただきます。喉を少し痛めており聞きにくいところがあると思いますけれども、お許し願ひまして、質問させていただきます。

行政のデジタル化が進むほど、使える人と使えない人の差をどう埋めるかが今後大きな

テーマになってくると思います。デジタル格差はインターネットやスマホの情報技術を持っているかどうかと、使いこなせるかどうかの差から生じるのではないかという問題が上がっております。誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が基本方針として明記され、住民サービス向上とセットで取り組むべき課題とされていることから、1問目の質問に入りたいと思います。

質問事項、松茂町役場のD X推進と住民のデジタル格差対策についてお尋ねします。

本町のD X対策の位置づけ、行政の効率化と住民サービスの向上を目指し、庁内業務のデジタル化や行政手続のオンライン化、また、防災・減災やインフラ管理でのD X活用等、向上に取り組んでいます。また、デジタル格差の現状として、アクセス格差、スキルの格差、必要性の格差が考えられます。そこで2点お伺いをいたします。

1つ目は、職員のD X人材育成案の具体化等、どのように取り組んでいるのか。

2つ目は、スマートフォンを活用した窓口サービスについてです。

答弁よろしくお願ひいたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤田総務部長。

○総務部長【藤田弘美君】 金森議員のご質問に答弁申し上げます。

国においてはデジタル社会形成基本法に基づき、D X（デジタルトランスフォーメーション）を経済、社会、行政の包括的な変革を通じ、競争力向上や持続可能性の追求につながるものとして戦略的に推進しております。本町でも、第3期松茂町人口ビジョン・総合戦略において、自治体D Xの推進を主要17施策の1つと位置づけ、町民の利便性の向上と行政運営双方の質を高めるため、デジタル技術の活用を推進することとしております。

それでは、議員ご質問の2点についてご説明させていただきます。

まず1点目、職員のD X人材育成案の具体化についてでございます。

本町においては、総務課電算担当職員が県の実施する研修に随時参加する機会を設けており、基本的なD Xに関する知識やスキルの習得を進めておりますが、役場全体での計画的な人材育成の体制整備には至っていないのが現状です。D X人材育成のためには計画的な研修の実施が重要と考えております。具体的には、職員一人ひとりがD Xに関する基礎知識を習得できるよう、全国の事例や最新技術を学ぶことのできるオンライン研修等、様々な研修を受講できる体制を確保し、計画的な受講を促してまいりたいと考えております。今年度は6月に県内自治体職員向けに業務変革のためのD X推進研修が実施されることから、複数の職員に受講してもらうことといたしました。引き続き、研修等を通じ、職

員のスキルアップを図ってまいります。

次に、2点目、スマートフォンを活用した窓口サービスについてでございます。

本町ではこれまで窓口業務を円滑に進めるためのデジタル化施策を進めており、今年度は申請書作成支援システム、いわゆる書かない窓口の導入に着手しております。スマートフォンを活用した窓口サービスについては、マイナンバーを利用した転出時の手続、確定申告や税金等のキャッシュレス決済等をご利用いただいております、さらに今年度からはスマートフォンでの町税等の口座振替手続が可能となるウェブ口座振替受付サービスがスタートいたします。

一方で、各種証明書等のオンライン申請、電子申請等の導入には至っていないのが現状です。今年度、国において進める地方公共団体情報システムの統一、標準化も本格的に稼働することから、引き続き国の動向等を注視し、スマートフォンを活用した各種サービスの導入の可能性を研究してまいります。

D Xの推進は、町民の皆様にとって便利を実感していただくと同時に、行政の効率化を促す重要な課題でございます。本町としましては、今後もさらなる改革を進め、町民生活の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上、金森議員ご質問への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 金森議員。

○2番【金森恵美子君】 答弁いただきありがとうございました。

書かないワンストップ窓口のように紙の書類を減らし、マイナンバーカードや既存データを活用して窓口負担を軽くする取組や、自治体アプリで防災情報や地域情報を一元的に配信し、ふだん使いやすくする工夫も画期的なものだと思います。お店や生活インフラの維持、行政サービスとの負担のバランスやD Xとの組み合わせ、生活コストの視点からお財布事情に優しい町を考えるのは、これからのまちづくりや移住・定住策を考えるのにとっても大事な切り口だと私も思います。

また、オンラインが難しい人向けに電話、窓口、紙申請を残し、デジタルを強制しない仕組みを維持することも重要として、単にサービスをオンライン化するだけではなく、紙文化の見直しや、地域のNPO、企業、町内会と連携したサポート体制づくりを長期的な格差の公正につなげていってほしいと願ひまして、2点目の質問に入りたいと思います。

2点目、松茂町くらし応援商品券配布についてお尋ねをいたします。

このたび、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、3月中旬より4月

下旬の間、松茂町在住の町民に商品券が支給されました。一月以上の配布期間のため、地域によって届く日にちのずれが起きたことから、町民の方々より複数件の問合せがありました。

そこでお伺いをいたします。どのような発送の仕様だったのでしょうか、お聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤田総務部長。

○総務部長【藤田弘美君】 金森議員ご質問の松茂町くらし応援商品券配布について答弁を申し上げます。

現在、松茂町では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民生活を応援し、地元消費による地域経済の回復につなげるため、町内取扱い店舗で利用できる松茂町くらし応援商品券事業を実施しております。これは本年1月29日開催の令和8年第1回臨時会で議決をいただき、商品券の使用期間を令和8年5月1日から令和8年10月31日として事業に着手したものであります。

議員ご質問の商品券はどのような発送の仕様だったのかについてでございますが、まず、封入、封緘作業を含め、商品券の初回配達の完了は使用開始前の4月末までを期限としておりました。委託期間の仕様としましては、対象者数が約1万4千名分であること、配達物が商品券という性質上、対面での引渡しを必須としたことから、再配達等の期間も考慮し、45日間として発注いたしました。実績としましては、3月15日に発送物を引渡し後、順次配達を行い、4月24日に初回配達を完了しております。このような事情から配達に日数を要し、地域によって配達日にばらつきがあったことにつきましては、一定致し方なかったと考えております。役場においても複数件の問合せをいただきましたが、使用期間が5月1日からという旨を説明し、ご理解をいただいたところです。

なお、商品券の利用実績は5月20日、第1回締め時点で合計28店舗、2万3,746枚、金額にして2,374万6千円のご利用がございました。町民の皆様には商品券の使用期限は令和8年10月31日までとなっておりますので、お忘れのないようご使用いただき、物価高騰対策への一助となれば幸いです。

以上、金森議員ご質問への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 金森議員。

○2番【金森恵美子君】 答弁いただきありがとうございます。

配達がなかなか来ないと不安になりますし、いらいらするのも十分に理解できる場所ではありますが、本町の主な役割は宅配業者への引渡し等、準備と発送依頼までという本町と宅配業者の役割の違いが明確に理解される場所でもあります。

業者の宅配体制や混雑状況、この両方の影響が重なって、結果、遅いという町民の声をいただいたわけですが、今回の質問を通し、住民の皆様によりよい深い理解をいただきますようお願いし、私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、通告のありました11番、米田議員にお願いいたします。

米田議員。

○11番【米田利彦君】　　議長の許可がありましたので、私からは、特定防衛施設周辺整備調整交付金打ち切り後の具体的な影響について質問いたします。

最近テレビや新聞によりますと、中国四国防衛局では、徳島飛行場周辺の防音工事対象区域である第一種区域の見直しを進め、滑走路が沖の方に移転したことや、今の航空機の性能がよくなって騒音実態が変化し、その結果、騒音基準が62dBを超える区域内に住宅が所在なくなったということで、松茂町への交付金が2028年から3年かけて段階的に25%ずつ減額されるようです。松茂町にとってこの交付金は単なる国からの支援ではなく、基地と共生するための重要な生命線と考えていました。これが打ち切りになるのは、町の将来計画を根底から揺るがす大きな問題です。

この前、高齢者の方々と話す機会があり、そこでは、騒音はなくなっていないのに交付金は廃止になるのか、高齢者に対する福祉手当は心配ないのか、年末の餅はあるのか等、このような話題は日常茶飯事です。交付金の打ち切りという表現は特定の福祉サービスや補助事業の終了、あるいは予算の減額が想像され、特に高齢者は日常生活においていろいろと心配しております。防衛の交付金は公共施設の整備や生活環境の改善に活用されていますが、そこで質問です。

初めに、移動手段の制限についてです。

松茂町では、防衛の交付金が地域コミュニティバスの運行に充てられています。予算が削減されると運行本数の減少やルート短縮、バス利用の有料化等が起こる可能性があります。高齢者への影響として、通院や買物が困難になり、外出機会の減少のおそれも考えられます。実際にどうなりますか、お伺いいたします。

次に、医療・福祉サービスの負担増についてです。

自治体によっては交付金を活用して、医療費の助成や健康診断の補助、介護予防事業等を行っているようですが、松茂町ではこのような事業は今までどおり継続されますか、お伺いいたします。

次に、公共施設の利便性の低下についてです。

交付金の打ち切りにより、老人福祉センターや公民館等の維持管理において、開館時間の短縮や設備の老朽化の放置等が心配されます。ここで高齢者が受ける影響として、老人福祉センターや公民館等、高齢者の居場所の機能低下が起きることにはなりませんか、お伺いします。

次に、そこで開催されている趣味の活動や仲間との交流等の事業が廃止されたり、開催回数が少なくなるおそれはありませんか、お伺いします。

次に、防災・安全面の不安についてです。

防衛施設周辺整備には、防音対策だけではなく道路の舗装や街路灯の維持管理も含まれていますが、歩道の整備や維持が後回しになる可能性はありますか。また、街路灯の整備や維持が後回しになる可能性はありますか。このようなことで、夜間の歩行が危険になるような恐れはありますか、お伺いします。

以上、高齢者が知りたい具体的な影響について、ほんの一部ですが質問いたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤田総務部長。

○総務部長【藤田弘美君】 米田議員ご質問の特定防衛施設周辺整備調整交付金打ち切り後の具体的な影響について答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、本町にとって特定防衛施設周辺整備調整交付金が段階的に縮減されることは、町財政にとって影響は少なくないと考えております。しかしながら、防衛省からこの件についての説明があつて以降、町長が議長とともに本県選出国會議員の協力も得て要望活動を行った結果、今後2年間は現在のまま継続し、その後も激変緩和のため段階的な縮減とする5年の猶予をいただくことができました。調整交付金廃止のニュースが地元メディアで大きく報道されたことで、町民の皆様にもご心配をいただいていることと思います。

米田議員に届いている高齢者の方々の声からも不安を感じておられる方が多いことが伺えます。そのような不安を感じておられる町民の皆様に、まず最初に申し上げておきたいのは、この調整交付金の廃止をもって、現在町が実施しているサービスの低下につながる変更を行うことは考えていないということです。その上で、議員ご質問の4点についてご

説明させていただきます。ご質問の事業については、調整交付金を活用し実施している事業と、交付金以外を財源とし実施している事業がございます。

まず1点目、移動手段。地域コミュニティバス運行事業につきましては、調整交付金を活用し運行しております。この事業は今後、高齢者人口がますます増加する中で必要となる事業と考えておりますことから、運行本数の減少やルート短縮、利用料金の有料化は考えておりません。

2点目、医療・福祉サービス。医療費の助成や健康診断の補助、介護予防事業のうち、調整交付金を活用しているのは子どもはぐくみ医療費助成事業です。子育てするなら松茂町を実現するための重要な事業であるこの子どもはぐくみ医療費助成事業をはじめ、ご指摘の全ての事業はこれまでどおり実施いたします。財源が不足することで、医療・福祉サービスを縮小することはございません。

3点目、公共施設の利便性。老人福祉センターや公民館につきましては、これら施設の維持管理に調整交付金は活用しておりません。現在の施策を継続してまいります。ご心配されている高齢者の皆様の居場所としての役割、また、それに付随する取組はこれまでどおり実施いたします。

4点目、防災・安全面。道路の舗装や街路灯の維持管理につきましては、一部の道路の修繕等において調整交付金を活用しておりますが、今後も必要な道路や防犯灯の維持補修は適切に実施し、管理を行います。引き続き、町民の皆様の安全な生活環境を守ってまいります。

以上のように防衛省調整交付金は段階的に縮減されますが、これまでどおり町民の皆様に安心・安全な日常生活を送っていただけるよう、必要な事業は継続して実施いたします。

なお、防衛省から交付されている補助金、交付金は、この調整交付金以外にも様々な制度がございます。本町ではこれまで、小中学校、保健相談センター等の公共施設や配水施設等のインフラ整備について、防衛省からの各種補助金を活用し整備してまいりました。これらの補助金については今後もこれまでどおり補助対象となります。令和8年度においても防衛省の補助を受け、喜来小学校、保健相談センター及び歴史民俗資料館の空調整備、改修工事、水道管の耐震化等の工事を実施する計画です。

今年度予算に計上している調整交付金以外の防衛省補助金の総額は3億3,210万5千円に上り、ほかに固定資産税の代替としての国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金は2億300万円を計上しております。調整交付金が段階的に縮減され

ることは非常に残念ではありますが、そのほかの防衛省補助金等の獲得に尽力していくことはもちろん、ふるさと納税の推進、さらには現在進めております松茂町新工業団地整備事業による将来的な税収の増等、あらゆる財源の確保に取り組んでまいります。

以上、米田議員ご質問への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 米田議員。

○11番【米田利彦君】 ただいま説明を受けました。それで改めてお伺いしますが、交付金の打ち切りによる今後の動きとして、同交付金は町の施設整備や福祉事業等に活用されているため、町の財政運営に大きな影響を与える可能性があります。そこで、先ほどの答弁とも重なるか分からないんですが、町全体で計画している事業の見直しはありますか。また、町独自で財源補填の策は考えられておりますか、質問いたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤田総務部長。

○総務部長【藤田弘美君】 米田議員の再問に答弁を申し上げます。

まず、事業の見直しはありますかとのお尋ねでございますが、現時点では個別の事業について見直しの検討はしておらず、これまでどおりの町民サービスを継続するため、財源確保に尽力するのみでございます。

次に、町独自の財源補填策はあるのかにつきましては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、調整交付金以外にも防衛省及び他の省庁の補助メニューは様々あります。これから実施を予定している本町の事業については、各種補助金の獲得に努めてまいります。調整交付金は令和7年度交付額が8千万円余りでございました。これは松茂町の年間予算の約1%に相当する金額です。確かに本町にとっては非常に大きな金額ではありますが、各種補助金の獲得に努めることはもちろん、ふるさと納税の推進、さらには新工業団地整備事業による将来的な税収の増等、あらゆる財源の確保に努めてまいります。それでも不足する場合には全体の予算執行の中で調整し、これまでどおりの町民サービスを継続できるよう尽力いたします。

町民の皆様には大変ご心配をいただいておりますが、町民生活への影響がないよう松茂町としてしっかり対応してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上、米田議員再問への答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 米田議員。

○11番【米田利彦君】 具体的な質問に対して明確な答弁をいただき、ありがとうございます。

ざいました。

年間数千万円規模の交付金は貴重な財源です。ソフト・ハード両面の事業に活用してきただけに交付金の打切りは町長も頭を痛めていること、お察しいたします。どうか町政への影響を最小限にするため財源の確保に努力をいただき、今後、高齢者が安心して暮らせる松茂町へさらなる発展を願ひまして、今回の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、通告のありました9番、立井議員にお願いいたします。

立井議員。

○9番【立井武雄君】　　それでは、議長の許可が出ましたので、私の一般質問を始めます。

このたび、町が新工業団地を整備する事業を立ち上げました。町の将来を考えれば必要な事業と考えられるんですが、その一方で地元豊久自治会をはじめ、周辺で暮らす者としては生活環境の変化が気になりとなっています。今現在では、企業名が示されていないので予想として考えられることは、1番としましては、約10haの農地がダムとしての役割を担っていましたが、農地は雨水を浸透、貯留する機能があり、造成によって舗装面積が増えると大雨の排水対策が重要となります。

2番目としましては、工場、物流施設の立地に伴い、大型トラックや通勤車両が増加します。道路の混雑や通学路の安全確保が心配されます。

3番目としましては、雇用効果はあるのか。現工業団地で地元町民の採用を相談に行きましたが、今現在は本社で一括して採用試験を実施し、各工場に振り分けるので雇用効果は期待できないとの返答でありました。新工業団地となっても期待できないと思います。

それでは、その気になりな一つを副町長に一般質問します。

対象農地は10haを超える甘藷畑です。農地は大雨のときに一時的に雨水を貯留する役割を持っています。工業団地となりこの雨水の貯留機能が失われれば、側溝があふれ生活道路等が浸水する恐れはありませんか。新工業団地の整備と併せて、周辺環境への不安を解消する取組が求められます。地元地主は町を信頼して最大限の協力の下、印鑑を押したと聞いております。その期待に応えるべく、町の前向きな回答を期待しております。なお、返答によりましては再問、再々問をいたします。

○議長【佐藤道昭君】　　飯田環境センター所長。

○環境センター所長【飯田雅章君】 それでは、副町長に代わり担当職員として立井議員の質問の新工業団地の整備に伴う周辺地域の雨水対策について答弁申し上げます。

本町におきましては、令和7年度から既存の工業団地西側に新工業団地の整備計画を進めており、現状計画面積は約10haを有するものとなっております。この土地にあつては現在、甘藷畑として耕作されている用地であり、議員ご指摘のとおり土地の状態が農地（土壌）から工業用地（アスファルト舗装等）に転用されますと雨水を地中に浸透することができないため、土地の浸水対策として排水ポンプを使用した排水処理をしなければならないと考えております。

町内全域においては、各地域ごとに排水処理を行うポンプ場及び排水機場が設置されており、この地域にあつては環境センター西側にごございます豊久排水機場の集水エリアとなっております。豊久排水機場には2つの排水処理施設があり、旧排水機場は昭和49年、新排水機場は昭和59年に建設されており、老朽化による機械設備の機能低下が懸念されることから、新工業団地整備の転換発足のタイミングで2つの施設を更新するべく、現在、防衛省の補助を念頭に協議を重ねております。

新工業団地整備では立井議員をはじめ、地元の方々にご心配をおかけする点もごございますが、町といたしましては新工業団地整備に併せ、周辺のインフラ整備にも適正に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 松下副町長。

○副町長【松下師一君】 立井議員から新工業団地の整備に伴います雨水対策ということで今ご質問をいただき、担当から防衛省の補助を念頭に取組を進めておりますというご答弁をさせていただきました。それ以外に新工業団地事業に地元の声を受け止めてご心配されている立井議員から2点、大型トラックが走るようになって道路整備は大丈夫かということと、雇用効果について少し言及がありましたので、現下の情勢をちょっとお伝えしておきます。

道路につきましては、心配しているのは町も同じでございます。これにつきましては、県、町、ともに道路整備はこれから不可欠という考え方を持っておりますので、周辺インフラ整備という中で取り組みたいと考えております。今、国はこういった蓄電池事業等を戦略産業クラスター事業というふうに位置づけまして、頑張る自治体には補助をしっかりと出していきたいという政府の方針もございます。また、バッテリーバレイ構想ということ

で県もいろいろ自治体を支援したいという意向でございますので、しっかり調整を図りまして、周辺のインフラ整備の中で道路に対応してまいりたいと思います。町長を先頭に県にも国にも働きかけていきます。

次に、雇用効果でございます。

かつて県の工業団地の方と話をされたときにそのような対応であったということですが、今から立地する話でございます。かつては日本もなかなか雇用が厳しいとか、働く人が求人は大変多いけどなかなか職がないという時代もございましたが、今は人口が減少する中で働き手が不足しているというように社会環境も変わっています。ただ数百人規模、大変大きな面積でございます。そこへ企業が立地しましたら、千人に近い規模の直接雇用が出てくると考えています。

なかなか本社一括採用で厳しいということが仮にあったとしても、それ以外に一つの大きな事業所が入りますと、警備でありますとか、あるいは施設のメンテナンス、社員食堂の運営、そこでの調理とか、ありとあらゆる間接的な企業からしたらアウトソーシングする仕事も増えるんだと、雇用が喚起されるというふうにも考えておりますので、雇用効果というものは一定大きいと。しかも、その中には地域の雇用にも一定程度貢献できると考えておりますので、これはしっかり問題として考えていきますので、立井議員には地元の声を引き続きお伝えいただいて、私どもも町としてこの事業を進める以上、対策を取っていきたいと考えております。

地元として立井議員のところにいろいろ気がかりが寄せられていると思いますが、そういった声はしっかり受け止めて、周知を頑張ってやっていきますので、どうかご配慮、ご協力をよろしくいただければと思います。

○議長【佐藤道昭君】 立井議員。

○9番【立井武雄君】 再問をします。

やはり排水処理にあっては老朽化したポンプの更新が最も重要と考えられますが、ポンプの更新については新工業団地完成に間に合いますか。それと今、副町長の言われましたインフラ整備ですか、そこら辺もちょっと時間はかかると思うんですが、鋭意一生懸命頑張っていていただいていると思います。期間的にはどれぐらいかかるかを教えていただきたいと思います。

以上、再問です。よろしくお願いします。

○議長【佐藤道昭君】 飯田環境センター所長。

○環境センター所長【飯田雅章君】 それでは、私の方から立井議員再問の1点目に答弁申し上げます。

先ほども申しましたが、現在、排水機場更新におきましては、町と防衛省との間で協議を着実に進めております。現時点では排水機場整備完成における時期を明確に答弁することはできませんが、新工業団地完成までに適正な排水処理ができますようポンプ更新も含めた施設整備に努めてまいります。

以上、再問への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 富士町長。

○町長【富士雅章君】 立井議員さんの質問の2番目でございます。インフラ整備でございます。

松茂町にとって、このバッテリーバレイ構想は将来の松茂町を担う非常に大きな大切な事業と考えております。道路や水路、インフラ整備に関しましては、先ほど副町長も申しましたが町も県も周辺対策にはしっかりと努めてまいります。時期が間に合うかどうかでございしますが、これから委託を発注し、周辺のいろいろな対策について調査もしてまいりたいと思っております。

今後もしっかりと町も頑張っておりますので、議員の皆様にも、町民の皆様にもご協力をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 立井議員。

○9番【立井武雄君】 再々問はいたしませんお願いがあるんですが、企業進出後は交通混雑に対する道路整備、騒音、振動、夜間操業、照明、臭い等への対策の実施、また、町民雇用効果の推進をその都度お伺いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、通告による一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

議事都合により、11時25分まで小休いたします。

午前11時14分小休

午前11時25分再開

○議長【佐藤道昭君】 小休前に引き続き、再開いたします。

続きまして、日程第2、議案第44号「動産の買入れについて（申請書作成支援システ

ム機器)」から、日程第8、議案第50号「笹木野ポンプ場No.2水中ポンプ更新工事委託に関する協定の締結について」までの議案7件を一括して議題といたします。

担当職員の詳細説明を求めます。

川田総務課長。

○総務課長【川田浩二君】 それでは、議案第44号についてご説明を申し上げます。

議案書の71ページをご覧ください。

議案第44号、動産の買入れについて（申請書作成支援システム機器）。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり動産の買入れをするため議会の議決を求める。

買入物件、申請書作成支援システム機器。

契約の相手方、徳島県徳島市川内町平石住吉189番地1、株式会社金剛、代表取締役、村上利郎。

契約の方法、指名競争入札。

買入価格、759万円。

納入期限、令和8年12月18日というものでございます。

この契約につきましては、指名競争入札により執行するべくパソコン等を取り扱う業者4社を指名いたしました。指名いたしました業者を順不同にて申し上げます。有限会社幸星堂、株式会社金剛、有限会社松竹堂、株式会社トクジムでございます。

去る5月27日に入札を執行いたしました結果、株式会社金剛が落札し、同社とは5月29日に仮契約を締結しております。この契約の履行期間は、議会の議決日の翌日から令和8年12月18日までと設定しており、設計金額は消費税込みの金額で876万950円、契約金額が消費税込みの金額で759万円でしたので、請負率は86.6%となっております。

詳細については恐れ入りますが、議案参考資料の12ページをお願いいたします。

まず、1、概要です。

本町の高齢者人口は2026年4月現在、約3,900人で高齢化率26.9%、社人研（国立社会保障・人口問題研究所）推計では、2050年には約4,600人で高齢化率42.0%になるとの予測であります。年々増加する高齢者に対する窓口対応が本町が取り組むべき重点課題の一つであり、本事業は簡単な操作で利用できるデジタル機器を導入し、来庁者が各種申請書様式への手書き記入にかかる負担を軽減するため、マイナンバ

ーカード等を活用した申請書作成支援により、書かない窓口を実現し、パソコンやスマートフォンでの操作が苦手な方でも利用しやすい窓口環境を提供するとともに、住所等の記載誤りを防止し、申請手続の効率化を目指すものであります。

事業名が申請書作成支援システム機器、購入物件が申請書作成支援システム機器 6 台で、設置箇所が住民課 3 台、税務課 1 台、福祉課及び長寿社会課 1 台、保健相談センター 1 台となっております。

操作の流れを説明いたします。

まず、タブレット P C で申請書類を選択、次に、顔認証機能付本人確認書類読み取り装置にマイナンバーカード等を挿入、顔認証が行われ、本人情報を読み出し申請書に自動転記され、タブレット P C の画面上で申請書の内容を確認し、書類印刷。出てきた申請書の空白部分を追記し、窓口の受付担当者に渡すところまでが一連の流れでございます。

次に、2、買入価格及び財源です。

買入価格、7 5 9 万円。財源は地域未来交付金（デジタル実装型）、補助率は 2 分の 1。補助裏分はデジタル活用推進事業債を充当します。充当率 9 0 %、交付税措置はなしです。

以上で、議案第 4 4 号、動産の買入れについて（申請書作成支援システム機器）の詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 山口危機管理課長。

○危機管理課長【山口高史君】 それでは、議案第 4 5 号についてご説明を申し上げます。

議案書の 7 2 ページをご覧ください。

議案第 4 5 号、動産の買入れについて（軽自動車タイプトイレカー）。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、下記のとおり動産の買入れをするため議会の議決を求める。

買入物件、軽自動車タイプトイレカー（バリアフリー仕様）。

契約の相手方、徳島県徳島市庄町三丁目 1 6 番地、喜多機械産業株式会社、代表取締役、喜多真一。

契約の方法、指名競争入札。

買入価格、1, 1 8 8 万 8, 8 8 0 円。

納入期限、令和 9 年 3 月 3 1 日というものでございます。

この契約につきましては、指名競争入札により執行するべく、トイレカーを取り扱う業

者3社を指名いたしました。指名いたしました業者を順不同にて申し上げます。喜多機械産業株式会社、三協商事株式会社、徳島防災株式会社でございます。

去る5月27日に入札を執行いたしました結果、喜多機械産業株式会社が落札し、同社とは5月28日に仮契約を締結しております。この契約の履行期間は、議会の議決日の翌日から令和9年3月31日までと設定しており、設計金額は消費税込みの金額で1,410万7,140円、契約金額が消費税込みの金額で1,188万8,880円でございますので、請負率は84.2%となっております。

詳細につきましては恐れ入りますが、議案参考資料の13ページをお願いいたします。

まず、1番、概要といたしましては、本町が大規模災害により被災した場合、被災直後から発生するトイレ問題に対応するため、緊急防災・減災事業債を活用し、軽自動車タイプのトイレカーを1台購入いたします。軽自動車タイプトイレカーは令和7年度の事業で既に2台を購入しておりますが、今回購入を予定するトイレカーはバリアフリー仕様で、車椅子の利用者でもそのまま乗り込むことができるものでございまして、障がいをお持ちの方ですとか、高齢者に配慮した仕様となっております。平時はイベントや防災訓練でのPRや他の地域で発生した災害支援等に活用してまいります。

次に、仕様についてご説明いたします。資料の中ほど2番をご覧ください。

車両本体の仕様は、総排気量660cc、乗車定員2名、4輪駆動のオートマチック車でございます。本車両はふん尿登録車として登録いたします。室内の装備といたしましては、大便器を1基設置し、床をフラットにしたワンフロア仕様でございます。なお、設置する便器については、水洗式の洋式でオストメイトに対応できる便座としております。

特殊な装備といたしましては、本車両は折り畳み式のスロープを装備しております。資料一番下に写真を添付しておりますが、通常時は車内に折り畳んで格納しており、トイレ設置時に組立てて使用するようになります。スロープは全長4.8m、幅80cmのものとなります。その他の仕様といたしましては、貯水タンク70リットル以上、便槽タンク250リットル以上とし、ソーラー発電と充電装置や換気設備、室内照明やエアコンを装備しております。なお、大便器につきましては、温水ウォシュレットや擬音装置を装備しております。

次に、買入価格と財源について申し上げます。資料の一番下の3番をご覧ください。

買入価格でございますが、トイレカーには登録費用や車検費用等も必要になってまいります。これらの費用も含み、消費税込みで1,188万8,880円となります。財源につ

きましては一般財源で、緊急防災・減災事業債を活用いたします。

以上で、議案第４５号、動産の買入れについて（軽自動車タイプトイレカー）の詳細説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 東條学校教育課長。

○学校教育課長【東條倫也君】 それでは、議案第４６号、議案第４７号及び議案第４８号について併せてご説明いたします。

議案書の７３ページをご覧ください。

議案第４６号、松茂中学校体育館空調整備工事請負契約締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、松茂中学校体育館空調整備工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約の金額、１億１，７７０万円。

契約の相手方、徳島県鳴門市撫養町斎田字東発４６番地３、株式会社四電工鳴門営業所、所長、中尾則夫というものでございます。

次のページをご覧ください。

議案第４７号、松茂小学校体育館空調整備工事請負契約締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、松茂小学校体育館空調整備工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約の金額、７，０９５万円。

契約の相手方、徳島県鳴門市撫養町斎田字東発４６番地３、株式会社四電工鳴門営業所、所長、中尾則夫というものでございます。

次のページをご覧ください。

議案第４８号、喜来小学校体育館空調整備工事請負契約締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、喜来小学校体育館空調整備工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約の金額、5,665万円。

契約の相手方、徳島県鳴門市撫養町斎田字東発46番地3、株式会社四電工鳴門営業所、所長、中尾則夫というものでございます。

こちらの3件の工事につきましては、指名競争入札により執行するべく、管工事業者5社を指名いたしました。指名いたしました業者を順不同にて申し上げます。三和空調株式会社、徳寿工業株式会社、中筋建工株式会社、三菱電機ビルソリューションズ株式会社、株式会社四電工でございます。

去る5月27日に入札を執行いたしました結果、株式会社四電工鳴門営業所が落札し、同社とは6月2日に仮契約を締結しております。この工事の工期につきましては、議会の議決日の翌日から令和9年3月25日としております。

次に、各工事の概要についてご説明させていただきます。

議案参考資料14ページをご覧ください。

松茂中学校体育館空調整備工事になります。資料の右側、工事の目的につきましては、学校体育館での授業、部活動等において、熱中症等の健康被害のリスク低減と災害時の避難所としての機能向上を図るため、空調方式はガスヒートポンプ式を採用し、体育館の空調設備を整備いたします。

次に、整備内容になります。図面の左上に平面図、左下に展開図、右上には凡例をお示ししておりますので併せてご覧ください。室内機は赤色で示し、室外機は青色でお示ししております。室内機の設置は体育館2階のギャラリー下に10馬力の室内機を10台設置いたします。室外機については、災害時における浸水リスクを考慮し、体育館北側の玄関屋上や南側の機械室屋上に5台設置いたします。プロパン庫については紫色でお示ししておりますが、体育館北側に配置する計画となっております。黄色でお示ししております体育館2階の卓球場につきましては、町単独事業としまして空調を整備いたします。こちらの空調方式は電気で稼働する空調設備とし、室内機2台、室外機1台を設置いたします。なお、この工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは株式会社西田設計でございます。

次に、契約額及び財源について申し上げます。

契約額でございますが、消費税込みで1億1,770万円となります。設計金額は消費税込みで1億2,092万3千円ございましたので、この入札の請負率は97.33%となっております。財源につきましては、補助率2分の1の学校施設環境改善交付

金4,453万6千円と、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債4,450万円を活用いたします。

次のページをご覧ください。

松茂小学校体育館空調整備工事になります。資料の右側、工事の目的につきましては、先ほどご説明させていただきました松茂中学校体育館空調整備工事と同様となっております。

次に、整備内容になります。室内機の設置は体育館2階のギャラリー下に空間がないため、ギャラリー上に10馬力の室内機を6台設置いたします。室外機については災害時における浸水リスクを考慮し、体育館東側の玄関屋上に3台設置いたします。プロパン庫については体育館西側に配置する計画となっております。

なお、この工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは株式会社剛建築事務所でございます。

次に、契約額及び財源について申し上げます。

契約額でございますが、消費税込みで7,095万円となります。設計金額は消費税込みで7,326万円でしたので、この入札の請負率は96.84%となっております。財源につきましては、補助率2分の1の学校施設環境改善交付金2,563万5千円と、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債2,560万円を活用いたします。

次のページをご覧ください。

喜来小学校体育館空調整備工事になります。資料の右側、工事の目的につきましては、先ほどご説明させていただきました松茂中学校や松茂小学校体育館空調整備工事と同様となっております。

次に、整備内容になります。室内機の設置は体育館2階のギャラリー下に6馬力の室内機を8台設置いたします。室外機については災害時における浸水リスクを考慮し、体育館南側の機械室屋上に3台設置いたします。プロパン庫については機械室南側に配置する計画となっております。

なお、この工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは株式会社阿波設計事務所でございます。

次に、契約額及び財源について申し上げます。

契約額でございますが、消費税込みで5,665万円となります。設計金額は消費税込みの金額で5,809万3,200円でしたので、この入札の請負率

は97.51%となっております。財源につきましては、補助率2分の1の学校施設環境改善交付金1,924万8千円と、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債1,920万円を活用いたします。工事の施工に当たりましては、児童生徒及び教職員等の安全確保を最優先に学校と連携を図りながら、教育活動に配慮した安全かつ円滑な工事实施に努めてまいります。

以上、私からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 田村上下水道課長。

○上下水道課長【田村佳裕君】 それでは、議案第49号及び議案第50号についてご説明申し上げます。

まず初めに、議案第49号についてでございます。議案書の76ページをご覧ください。

議案第49号、令和8年度広島ポンプ場耐震・耐津波対策工事委託に関する協定の締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、下記のとおり工事委託に関する協定を締結するため議会の議決を求める。

協定の目的、令和8年度広島ポンプ場耐震・耐津波対策工事。

契約の方法、随意契約。

協定の金額、8千万円。

協定の相手先、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団、理事長、黒田憲司というものでございます。

受注者である日本下水道事業団は地方公共団体からの委託要請により、地方公共団体に代わって工事の発注から監督管理まで一括して行うことができます。さらに広島ポンプ場は同事業団に工事委託して建設された施設であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、日本下水道事業団と5月27日に仮協定を締結したものでございます。この工事の工期につきましては、議会の議決のあった日の翌日から令和9年3月31日としております。

次に、工事の概要につきましてご説明申し上げます。

議案参考資料の17ページをご覧ください。

この工事は広島ポンプ場の耐震・耐津波対策工事を行うもので、令和6年度に着工した工事の続きを施工するものでございます。資料の上段は広島ポンプ場全体の平面図を示しており、その下にはそれぞれの施工箇所の写真を載せてございます。令和8年度に施工する箇所は緑色で着色した部分、排水された水を今切川に放流するための流出渠及び吐口と

なり、既存の鉄筋コンクリート構造物の表面から削孔し、せん断補強鉄筋を打ち込むあと施工せん断補強鉄筋工法を用い、耐震補強を行うものであります。

最後に財源でございますが、国土交通省からの交付金を活用し、その財源といたします。

以上、議案第49号、令和8年度広島ポンプ場耐震・耐津波対策工事委託に関する協定の締結についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第50号についてご説明申し上げます。

議案書の77ページをご覧ください。

議案第50号、笹木野ポンプ場No.2水中ポンプ更新工事委託に関する協定の締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、下記のとおり工事委託に関する協定を締結するため議会の議決を求める。

協定の目的、笹木野ポンプ場No.2水中ポンプ更新工事。

契約の方法、随意契約。

協定の金額、1億1千万円。

協定の相手先、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団、理事長、黒田憲司というものでございます。

また、笹木野ポンプ場におきましても先ほどと同様に、同事業団に工事委託して建設された施設であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、日本下水道事業団と5月27日に仮協定を締結したものでございます。この工事の工期につきましては、議会の議決のあった日の翌日から令和10年3月17日としております。

次に、工事の概要につきましてご説明申し上げます。

議案参考資料の18ページをご覧ください。

この工事は故障により稼働不能となっている笹木野ポンプ場No.2水中ポンプの更新を行うもので、本年3月の松茂町議会第1回定例会において債務負担行為の議会議決をいただき、2か年にわたり工事を施工するものでございます。資料の上段左側は、笹木野ポンプ場ポンプの平面図を示しておりまして、その下には断面図と写真を載せてございます。施工する箇所は赤色で着色し、緑色で囲った部分がNo.2水中ポンプであります。当ポンプにつきましては、昭和63年に設置したものであり、修繕についても検討いたしましたが、既に耐用年数を経過し、部品供給が終了している等の理由により修繕が不可能なため、ポンプ設備の更新を行うものであります。

最後に財源でございますが、国土交通省からの交付金を活用し、その財源といたします。

以上、議案第50号、笹木野ポンプ場No.2水中ポンプ更新工事委託に関する協定の締結についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で詳細説明は終わりました。

これから議案第44号から議案第50号までの議案7件について一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから議案第44号から議案第50号までの議案7件について一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから1件ずつ採決いたします。

議案第44号「動産の買入れについて（申請書作成支援システム機器）」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第44号「動産の買入れについて（申請書作成支援システム機器）」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、議案第45号「動産の買入れについて（軽自動車タイプトイレカー）」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第４５号「動産の買入れについて（軽自動車タイプトイレカー）」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、議案第４６号「松茂中学校体育館空調整備工事請負契約締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第４６号「松茂中学校体育館空調整備工事請負契約締結について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、議案第４７号「松茂小学校体育館空調整備工事請負契約締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第４７号「松茂小学校体育館空調整備工事請負契約締結について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、議案第４８号「喜来小学校体育館空調整備工事請負契約締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第４８号「喜来小学校体育館空調整備工事請負契約締結について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、議案第４９号「令和８年度広島ポンプ場耐震・耐

津波対策工事委託に関する協定の締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第49号「令和8年度広島ポンプ場耐震・耐津波対策工事委託に関する協定の締結について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、議案第50号「笹木野ポンプ場No.2水中ポンプ更新工事委託に関する協定の締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第50号「笹木野ポンプ場No.2水中ポンプ更新工事委託に関する協定の締結について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第9、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第17、議案第55号「令和8年度松茂町新工業団地特別会計補正予算（第1号）」までの承認1件、議案5件を一括して議題といたします。

以上、承認1件、議案5件につきましては、各委員会に付託いたしたいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【佐藤道昭君】 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認1件、議案5件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、承認1件、議案5件については、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前 11 時 58 分小休

午前 11 時 59 分再開

○議長【佐藤道昭君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【河野歩美君】 失礼いたします。それでは、配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 2 号 松茂町税条例の一部を改正する条例

専決第 3 号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長【佐藤道昭君】 小休します。

午後 12 時 00 分小休

午後 12 時 00 分再開

○議長【佐藤道昭君】 再開いたします。

○議会事務局長【河野歩美君】 専決第 4 号 令和 7 年度松茂町一般会計補正予算（第 9 号）（所管分）

議案第 54 号 令和 8 年度松茂町一般会計補正予算（第 1 号）（所管分）

以上が総務常任委員会に付託いたします承認 1 件、議案 1 件でございます。

次に、産業建設常任委員会。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 4 号 令和 7 年度松茂町一般会計補正予算（第 9 号）（所管分）

議案第 52 号 松茂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 53 号 松茂町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 54 号 令和 8 年度松茂町一般会計補正予算（第 1 号）（所管分）

以上が産業建設常任委員会に付託いたします承認 1 件、議案 3 件でございます。

次に、教育民生常任委員会。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 4 号 令和 7 年度松茂町一般会計補正予算（第 9 号）（所管分）

議案第 5 1 号 松茂町印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 5 4 号 令和 8 年度松茂町一般会計補正予算（第 1 号）（所管分）

以上が教育民生常任委員会に付託いたします承認 1 件、議案 2 件でございます。

次に、新工業団地特別委員会。

議案第 5 5 号 令和 8 年度松茂町新工業団地特別会計補正予算（第 1 号）

以上が新工業団地特別委員会に付託いたします議案 1 件でございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会におきまして、そのように案を決定していただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、承認 1 件、議案 5 件は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について、事務局から説明いたします。

○議会事務局長【河野歩美君】 失礼いたします。それでは、委員会日程表をご覧ください。開催場所は、松茂町役場 3 階、3 0 1 委員会室でございます。

教育民生常任委員会、6 月 1 0 日、水曜日、午前 1 0 時から。

産業建設常任委員会、6 月 1 0 日、水曜日、午後 1 時 3 0 分から。

新工業団地特別委員会、6 月 1 1 日、木曜日、午前 1 0 時から。

総務常任委員会、6 月 1 1 日、木曜日、午後 1 時 3 0 分から、それぞれ開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日 6 月 9 日から 6 月 1 8 日までの 1 0 日間は、委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月9日から6月18日までの10日間は、休会と決定いたしました。

次回は、6月19日、午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会いたします。どうもありがとうございました。

午後12時04分散会